

6表(=3表)

7表(=5表)

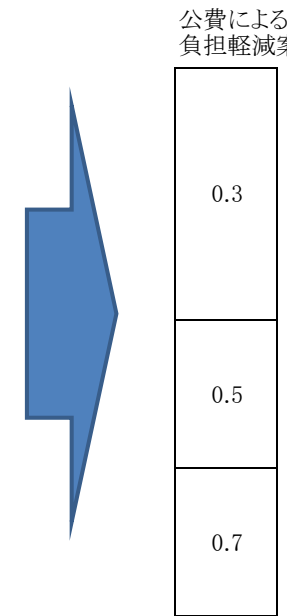
第6期介護保険料所得段階設定について

(単位 円、%)

(単位 円、%)

茅ヶ崎市第5期(平成24～26年度)				
所得段階区分		負担割合	金額	対象者数割合
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.50	24,960	1.5
第2段階	市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	0.50	24,960	14.0
第3段階 (旧第3段階からの軽減)	市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下	0.70	34,944	3.9
第4段階	市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が120万円を超える	0.75	38,064	4.2
第5段階	市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	0.80	39,936	21.5
第6段階	市町村民税本人非課税、世帯では課税者あり、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円を超える	1.00	49,920 (月額4,160)	9.5
第7段階	合計所得金額125万円未満	1.15	57,408	8.5
第8段階	合計所得金額125万円以上190万円未満	1.25	62,400	13.0
第9段階	合計所得金額190万円以上500万円未満	1.50	74,880	19.7
第10段階 (旧第8段階からの分離)	合計所得金額500万円以上800万円未満	1.75	87,360	2.2
第11段階 (旧第8段階からの分離)	合計所得金額800万円以上	2.00	99,840	2.1

茅ヶ崎市第6期(平成27～29年度)案				
所得段階区分		負担割合	対象者数割合	
新第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	0.50	15.5	
新第2段階	市町村民税世帯非課税、年金収入額+合計所得金額の合計額が80万円以下	同左	4.7	
新第3段階	同左	同左	4.7	
新第4段階	同左	0.80	19.4	
新第5段階	同左	1.00	10.8	
新第6段階	同左	1.15	9.7	
新第7段階	同左	1.25	13.4	
新第8段階 (現在の第9段階)	同左	1.50	17.7	
新第9段階	同左	1.75	1.9	
新第10段階	同左	2.00	2.2	



対象者数割合	A案			B案	C案
	対象者数割合	負担割合	金額	金額	金額
新第6段階	同左	1.15	1.15	1.15	1.20
新第7段階	同左	1.25	1.25	1.25	1.30
新第8段階-1 (190万円以上290万円未満)	11.1	1.50	1.50	1.50	1.50
新第9段階-1 (290万円以上500万円未満)	6.6	1.60	1.60	1.60	1.70
新第10段階-1 (所得範囲は同左)	同左	1.75	1.85	1.85	1.90
新第11段階 (所得範囲は同左)	同左	2.00	2.10	2.10	2.10

介護保険運営基金を6億円取り崩した場合の基準額の目安(月額 単位 円)

4,545

4,516

4,498

4,417

被保険者本人課税層

検討事項

- 現在の第9段階を分割することが適切といえるか？
- 合計所得金額190万円以上の市町村民税課税層の負担割合について
  - 現行の負担割合を継続する。
  - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.1ポイント上乗せする。(他の段階の負担割合は変更しない。)(A案)
  - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.1ポイント上乗せし、新第10段階、新第11段階も0.1ポイントずつ上乗せする。(B案)
  - 分割し、分割後の新第9段階の負担割合を0.2ポイント上乗せし、新第10段階、新第11段階において下位の段階との差を0.2ポイントとなるように割合の差を均等化する。(C案)